

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月12日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三澤 清利
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5151
【事務連絡者氏名】	取締役 財務・IR室長 関根 常夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目4番1号 常和八重洲ビル
【電話番号】	03(3281)8581
【事務連絡者氏名】	取締役 財務・IR室長 関根 常夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 999,396,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,899,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）1 平成25年8月12日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	4,899,000株	999,396,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	4,899,000株	999,396,000	-

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
204	-	1,000株	平成25年8月28日	-	平成25年8月29日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期日に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
特種東海製紙株式会社 社長室	東京都中央区八重洲二丁目4番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
999,396,000	250,000	999,146,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額999,146,000円につきましては、「第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c 割当予定先の選定理由」に記載の通り、当社の経営戦略に基づく割当予定先である大王製紙株式会社との関係強化を主目的とするものであり、平成26年3月迄を目処として、大王製紙株式会社との取組みを進めている家庭紙分野等での製品開発や、最適生産のための投資に伴い、当社が調達した短期借入金の返済に8月末日をもって全額充当する予定です。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	大王製紙株式会社
本店の所在地	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度第102期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日） 平成25年6月28日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第103期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日） 平成25年8月12日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先株式を保有しておりません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先である大王製紙株式会社は当社普通株式2,730株（発行済株式総数の0.00%）及び当社子会社である明治製紙株式会社の普通株式2,000株（発行済株式総数の5.85%）を保有しております。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は割当予定先及び割当予定先のグループ会社と家庭紙分野等において一部事業提携を行っております。

（注）1．提出者と割当予定先との関係は、平成25年3月31日現在におけるものであります。

2．子会社である明治製紙株式会社は、平成25年6月に当社を引受先とする第三者割当増資を行っており、大王製紙株式会社が保有する普通株式2,000株の発行済株式総数に対する比率は1.58%となっております。

c 割当予定先の選定理由

近年の製紙業界は、国内市場の成熟化や人口の減少、高齢化ならびに事業関連市場のグローバル化等によって経営環境が大きく変化し厳しさを増してきております。

こうした状況の中、当社グループは成長路線への転換を目指して、従来より同業他社や他産業と事業別に提携することも視野に入れながら、市場ニーズに素早く応える企業経営を行ってまいりました。

大王製紙株式会社グループとは、主として家庭紙分野において既に事業連携を進めてまいりました。この度、この協力関係を発展させ家庭紙事業の拡大や他事業分野で生産の最適化をさらに推進したいと考えております。また製品開発分野においても、大王製紙株式会社の持つ商品開発力や販売力と当社の持つ特殊な技術力を融合し、互いの強みを合わせて共同事業を展開することによって、更なる収益力向上を目指すことといたしました。

これらの取組みをより強固に前進させるため、事業提携ならびに資本提携を実施することに合意したものであります。

（注）当社と大王製紙株式会社との間の業務・資本提携の内容は以下のとおりです。

（業務提携の内容）

平成22年3月より当社のグループ会社が大王製紙株式会社に古紙トイレットペーパーをOEM供給してまいりました。さらに大王製紙株式会社の子会社が保有するトイレットペーパー加工設備を当社のグループ会社に移設し、古紙トイレットペーパーの生産を拡大する準備を進めておりますが、今後、この関係を発展させて生産体制を強化してまいります。

当社の持つナノセルロース技術と大王製紙株式会社が有する商品開発力を融合させることにより、付加価値の高い新製品（吸収体を用いた加工品）を共同開発してまいります。

現在、当社は大王製紙株式会社の子会社（段ボール会社）が使用する段ボール原紙の一部を供給しております。その関係を更に発展させ、製品の輸送コストを考慮した地域生産の相互協力体制構築の可能性や、協力対象製品の追加等の関係強化を目指して協議を開始しています。

上記 から 以外の事項についても幅広く事業提携の検討を進めてまいります。

（資本提携の内容）

当社による大王製紙株式会社株式の取得

当社は平成25年8月13日に、大王製紙株式会社株式3,871千株(発行済株式総数の3.0%)を、直前1ヶ月間(平成25年7月10日から平成25年8月9日まで)平均値623円(円位未満切捨)で株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の立会外取引を通じて取得を行う予定です。取得予定日前営業日の終値によっては、同立会外取引の制約から、上記取得価額が取得予定日前営業日の終値から上下7%以内の価額に変更となる可能性があります。

なお、大王製紙株式会社株式取得に伴う資金については全額自己資金にて対応する予定であり、本取得と下記の自己株式の処分による差額については、前記「(業務提携の内容) から 」によって年間8億円程度のキャッシュ・フロー改善効果を見込んでいることから、効果の順次発現で2年以内に回収の見込みです。

大王製紙株式会社による当社株式の取得

大王製紙株式会社は平成25年8月29日を払込期日とする本自己株式処分により、直前1ヶ月間(平成25年7月10日から平成25年8月9日まで)平均値204円(円位未満切捨)にて当社株式4,899千株(発行済株式総数の3.0%)を取得する予定です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 4,899,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から本自己株式処分により取得する株式の保有方針について、今回の業務・資本提携覚書を契機とした一層の関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して保有する意向であることを口頭にて確認しております。加えて、当社は、本自己株式処分の払込期日(平成25年8月29日)から2年間において、割当予定先が本自己株式処分にて取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社に書面にて報告すること、及び当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、割当予定先との間で確約書を締結する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第102期有価証券報告書(平成25年6月28日提出)に記載されている現金及び預金、総資産、純資産、売上高等の状況を確認した結果、割当予定先は本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンス報告書」において、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度を貫き、反社会的勢力との関係を遮断することを基本とするとの記載を確認しており、割当予定先が暴力団等である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実は一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額の算定に際しては、恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が一般に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を基礎としました。

その結果、本自己株式処分にかかる取締役会決議の直前1ヶ月間(平成25年7月10日から平成25年8月9日まで)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値の平均値204円(円位未満切捨)といたしました。

なお、直前1ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額204円については、本自己株式処分の実施を決議した取締役会の開催日である平成25年8月12日の前営業日(平成25年8月9日)の当社普通株式の終値202円との乖離率が+1.0%(小数点以下第二位を四捨五入)、直近3ヶ月間(平成25年5月10日から平成25年8月9日まで)における当社株式の終値平均値200円(円位未満切捨)との乖離率が+2.0%(小数点以下第二位を四捨五入)、直近6ヶ月間(平成25年2月12日から平成25年8月9日まで)における当社株式の終値平均値207円(円位未満切捨)との乖離率が-1.4%(小数点以下第二位を四捨五入)、となり特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分で決議している第三者割当による自己株式の処分株式数は4,899,000株であり、本自己株式処分前の当社普通株式の発行済株式総数163,297,510株の3.0%(平成25年3月31日時点の総議決権数142,303個に対する割合は3.44%)に相当し、これにより、一定の希薄化が生じます。しかしながら、大王製紙株式会社との業務提携を円滑に推進することを目的に行うものであることから、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2 丁目3番1号	13,800	9.70	13,800	9.37
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目 8番11号	6,403	4.50	6,403	4.35
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町 1丁目10番地	5,759	4.05	5,759	3.91
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目 6番12号	5,501	3.87	5,501	3.74
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町 1丁目8番地	5,031	3.54	5,031	3.42
大王製紙株式会社	愛媛県四国中央市三島紙 屋町2番60号	2	0.00	4,901	3.33
特種東海製紙取引先持株会	東京都中央区八重洲2丁 目4番1号	4,203	2.95	4,203	2.86
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の内2 丁目7番1号	3,714	2.61	3,714	2.52
王子ホールディングス株式 会社	東京都中央区銀座4丁目 7番5号	3,000	2.11	3,000	2.04
株式会社竹尾	東京都千代田区神田錦町 3丁目12番6号	2,620	1.84	2,620	1.78
計	-	50,033	35.16	54,932	37.32

(注) 1. 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社の保有する自己株式19,736千株があり、割当後は14,837千株となります。なお、平成25年4月1日以降の単元未満株式の買取買増およびストックオプション行使による変動数は含めておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第6期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度第7期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)
平成25年8月12日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成25年8月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年8月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

特種東海製紙株式会社東京本社
（東京都中央区八重洲二丁目4番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。